

第 2 2 号議案

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を減少させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日東京都知事届出）の一部を次のように改正する。

別表中「多摩ニュータウン環境組合 福生病院組合」を「多摩ニュータウン環境組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。